

2022年10月施行 社会保険適用拡大の対応解説セミナー

2022年9月6日

内容

- 1 社会保険適用拡大 改正の概要
- 2 加入が必要となるケース
- 3 こんな場合は？
- 4 具体的な手続き
- 5 派遣会社を取り巻く状況

社会保険労務士 佐藤敦規(社会保険労務士法人すばる)

■ 社会保険労務士法人すばる

派遣会社での実務経験の豊富な社会保険労務士によるサービスを提供。
法定書類の作成から労働問題の対応まで派遣ビジネスの全プロセスをサポート。東名阪を中心に全国で110の派遣会社を顧問として担当(派遣会社以外を入れると顧問先は160社)。

・スタッフ 社会保険労務士:5名/人材ビジネスコンサルタント:2名

パートナー社会保険労務士:3名

東京都中央区京橋3-12-4マオビル9F TEL: 03-6264-4818 FAX: 03-6264-4817

URL: <http://subaru-sr.jp> ~ご相談は電話・HPからどうぞ~

■ 佐藤敦規(さとう あつのり)

社会保険労務士試験に合格したのを機に三井住友海上あいおい生命に転職。その後、社会保険労務士法人すばるに入所。主に就業規則の作成や派遣許可の申請代行を行う。
派遣許可の申請代行を担当した会社は全国で100社以上(他士業からの紹介で手掛けた案件も多い)。

1. 社会保険適用拡大 改正の概要

■「特定適用事業所」の要件

(変更前)被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所
(変更後)被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人を超える事業所

■「短時間労働者」の適用要件

(変更前)雇用期間が1年以上見込まれること

(変更後)雇用期間が2カ月を超えて見込まれること(通常の被保険者と同じ)

社会保険の加入要件

「所定労働時間・所定労働日数が正社員の4分の3以上の者」
「契約期間が2か月以上の者」
に該当する労働者

特定適用事業所の短時間労働者

要件早見表

| 対象 | 要件 | 平成28年10月～(現行) | 令和4年10月～(改正) | 令和6年10月～(改正) |
|--------|--------|------------------|---------------------|---------------------|
| 事業所 | 事業所の規模 | 常時500人超 | 常時100人超 | 常時50人超 |
| 短時間労働者 | 労働時間 | 1週の所定労働時間が20時間以上 | 変更なし | 変更なし |
| | 賃金 | 月額88,000円以上 | 変更なし | 変更なし |
| | 勤務期間 | 継続して1年以上使用される見込み | 継続して2カ月を超えて使用される見込み | 継続して2カ月を超えて使用される見込み |
| | 適用除外 | 学生ではないこと | 変更なし | 変更なし |

【日本年金機構のWebサイトから抜粋】

1. 社会保険適用拡大 改正の概要

■ 短時間労働者の取得要件

- ・週の労働時間が20時間以上であること
- ・雇用期間が1年以上見込まれること **雇用期間が2カ月を超えて見込まれること**
- ・賃金の月額が88,000円以上であること(時間外、休日・深夜労働に対する割増賃金、賞与、慶弔見舞金など臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などは、含まれません)。
- ・学生でないこと

■ 101人超の考え方

法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時 100 人を超えるか否かによって判定。

| | |
|-----------|--|
| 対象となる被保険者 | <p>「適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数」で判断。 今回の適用拡大の対象となる短時間労働者にならない短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めない。短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(令和4年10月施行分)問7</p> |
| どの時点か | <p>① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6か月以上 100 人を超えることが見込まれる場合。 ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6か月以上 100 人を超えることが見込まれる場合 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(令和4年10月施行分)問8</p> |

2.加入が必要となるケース

■このような労働条件通知書兼就業条件明示書の記載は入社時から加入が必要

| | |
|-----------|--|
| 雇用契約の更新有無 | 更新する場合があります(判断基準:労働契約の更新の有無、派遣労働者の勤務成績・態度・能力・会社の業務上の都合等を踏まえて判断する。) |
|-----------|--|

「雇用期間2か月の有期雇用契約を締結すれば、入社後2か月間は、社会保険に加入しなくて良い。」との考えのもとに派遣スタッフについて、当初雇用は2か月とし、結果的に更新をする。契約更新のタイミングで3か月目から社会保険加入とする・・・といった派遣会社も多かった。



10月以降はNGとなる。
最も影響を受けるのは、派遣会社

(法律改正 令和4年10月施行)

(1)雇用期間が2か月以内の場合における取扱いが変更になります

現在は、2か月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていますが、**令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する方は雇用期間の当初から社会保険の加入となります。**

【雇用期間が2か月以内であっても適用される場合】

- ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

アの場合の例

現行: 10/1入社, 2か月契約(契約更新条項あり), 12/1契約更新, 2か月は適用除外, 適用

令和4年10月~: 10/1入社, 2か月契約(契約更新条項あり), 12/1契約更新, 当初から適用

【厚生労働省作成のパンフレット】

2.加入が必要となるケース

■全ての契約書の更新の有無を「なし」にした場合



行政
指導の
リスク

下記に該当する場合が発覚した場合は、2年まで遡りて加入しなければならない恐れもある。

- ・ 長期前提(2ヶ月を超える場合)であるにも関わらず「更新なし」初回未加入としている場合
- ・ 会社全体で「更新なし」初回未加入を乱用している場合

また健康保険法では、本来加入させるべきでない日と虚偽申請と判断された場合、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が発生する。

現時点で年金事務所の調査方針は未定だが、大手派遣会社は事態を重く受け止めて原則、入社時加入の方向で調整している。

3.こんな場合は？

■労働時間が変動する派遣スタッフ

4週5休制等のため、1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定ではない場合等は、当該周期における1週間の所定労働時間を平均して算出。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(令和4年10月施行分)問28。⇒シフト制の場合も同様に週の平均時間で判断。

■二以上勤務者(二社以上の派遣会社で勤務する派遣スタッフ)の場合

同時に2ヶ所以上の事業所で被保険者資格の取得要件を満たした場合、被保険者は、いずれか一つの事業所を選択。その事業所を管轄する年金事務所(健康保険の保険者が二以上あり、健康保険組合を選択する場合は、年金事務所及び選択する健康保険組合)へ「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出する。

なお、被保険者資格の取得要件を満たすか否かについては、各事業所単位で判断を行うこととしており、2ヶ所以上の事業所における月額賃金や労働時間を合算しない。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(令和4年10月施行分)問49。

⇒短時間勤務で2つの派遣会社でダブルワークをしているスタッフの場合、今回の社会保険適用拡大によって、2つの派遣会社でそれぞれ社会保険の加入要件を満たすことになり、両方で社会保険に加入しなくならなくなる可能性がある。

例 A派遣会社で20時間、B派遣会社で20時間のようなケース

3.こんな場合は？

■被扶養者認定基準の確認

健康保険の被扶養者の認定(年収が130万円以下)について、収入要件の変更はなし。

なお、年収が130万円未満であっても、4分の3基準又は4要件を満たした場合は、厚生年金保険・健康保険の被保険者となることが優先されるため、扶養を外れることになる。

■特定適用事業所不該当になった場合

使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超えなくなった場合であっても、引き続き特定適用事業所であるものとして取り扱われる。

ただし、使用される被保険者の4分の3以上の同意を得たことを証する書類を添えて、事務センター等へ特定適用事業所不該当届を届け出た場合は、対象の適用事業所は特定適用事業所に該当しなくなったものとして扱われることになる(法人事業所の場合は、特定適用事業所該当届の届出方法と同様に、同一の法人番号を有する全ての適用事業所を代表する本店又は主たる事業所が取りまとめ、事務センター等へ特定適用事業所不該当届を届け出ることになる。健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所不該当届については、健康保険組合へ届け出ることになる)。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集(令和4年10月施行分)問15。

4.具体的な手続き等

■対象となる派遣スタッフへの説明

社内で説明会や個人面談などを行い、社会保険適用拡大により加入対象となる旨を派遣スタッフに周知。手取りが減ることにより、難色を示すスタッフに対しては、社会保険加入のメリットを伝える。

- ・老齢年金や障害年金、遺族年金の年金給付が上乘せされる
 - ・被保険者本人のみが受けられる傷病手当金や出産手当金を受けられる(3号被保険者にはない制度)
- 厚生労働省が作成している資料を用いて説明できる。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

★本人が加入したがないという理由は通らない。

■年金事務所への届出

- ・適用事業所該当届の届出は不要

令和3年10月から令和4年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できる場合は、機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当通知書」を送付するため、特定適用事業所該当届の届出は不要(法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対して通知書を送付)。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A集 問10

5.派遣会社を取り巻く環境

■雇用保険料の値上げ

2022年10月以降、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になる。

(赤字は変更部分)

社員一人当たりの値上げ幅は、数百円単位
全社員や複数月に換算すると決して無視
できない数字。

10月の改正では、社員の料率も変わるので
要注意(給料計算への影響もある)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

| 事業の種類 | 負担者 | ② 事業主負担 | | | ①+② 雇用保険料率 |
|-------------------|-----|--|---------------------------|------------------|-------------------|
| | | ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ) | 失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率 | 雇用保険二事業 の保険料率 | |
| 一般の事業 | | 3/1,000 | 6.5/1,000 | 3/1,000 | 9.5/1,000 |
| (3年度) | | 3/1,000 | 6/1,000 | 3/1,000 | 9/1,000 |
| 農林水産・※ 清酒製造の事業 | | 4/1,000 | 7.5/1,000 | 4/1,000 | 11.5/1,000 |
| (3年度) | | 4/1,000 | 7/1,000 | 4/1,000 | 11/1,000 |
| 建設の事業 | | 4/1,000 | 8.5/1,000 | 4/1,000 | 12.5/1,000 |
| (3年度) | | 4/1,000 | 8/1,000 | 4/1,000 | 12/1,000 |

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

| 事業の種類 | 負担者 | ② 事業主負担 | | | ①+② 雇用保険料率 |
|-------------------|-----|--|---------------------------|------------------|-------------------|
| | | ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ) | 失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率 | 雇用保険二事業 の保険料率 | |
| 一般の事業 | | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 5/1,000 | 13.5/1,000 |
| 農林水産・※ 清酒製造の事業 | | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 6/1,000 | 16.5/1,000 |

5.派遣会社を取り巻く環境

■同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準(令和5年度適用)が8月26日に公表され、多数の職種で基準値が上がっている

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

→派遣社員の賃金をアップさせなければならない(労使協定方式)。

労使協定への統計上の値上がり分以外にも、社会保険の適用拡大や雇用保険料の値上げ分を織り込んで派遣先と交渉する必要がある。



短時間被保険者に係わる平均的な標準報酬額172.8万円/年の場合
事業主負担分 厚生年金9.15%、協会けんぽ5%で24.5万円負担増。

| | | 職業安定業務統計主要分類 基準値推移 | | | | | |
|-----|------------|--------------------|------|----|------|------|----|
| | | 0年 | | 増減 | 1年 | | 増減 |
| | R5 | R4 | R5 | | R4 | | |
| 25 | 一般事務員 | 1058 | 1047 | 11 | 1229 | 1199 | 30 |
| 256 | 電話応接事務員 | 1133 | 1118 | 15 | 1317 | 1278 | 39 |
| 26 | 会計事務員 | 1172 | 1159 | 13 | 1362 | 1325 | 37 |
| 28 | 営業・販売関連事務員 | 1152 | 1146 | 6 | 1344 | 1310 | 34 |
| 31 | 事務用機器操作 | 1083 | 1073 | 10 | 1258 | 1226 | 32 |
| 323 | 小売販売員 | 1112 | 1105 | 7 | 1292 | 1263 | 29 |
| 361 | 施設介護員 | 1074 | 1059 | 15 | 1248 | 1210 | 38 |
| 54 | 製品製造・加工処理 | 1046 | 1034 | 12 | 1215 | 1182 | 33 |
| 57 | 機械組立の職業 | 1080 | 1084 | -4 | 1255 | 1239 | 16 |
| 643 | 製図工 | 1175 | 1163 | 12 | 1365 | 1329 | 36 |
| 754 | 倉庫作業員 | 1118 | 1104 | 14 | 1299 | 1262 | 37 |
| 77 | 包装の職業 | 1001 | 982 | 19 | 1163 | 1122 | 41 |
| 78 | その他の運搬等の職業 | 1102 | 1088 | 14 | 1281 | 1244 | 37 |

ご清聴ありがとうございました。